内閣衆質二○四第一六八号

令和三年六月十八日

内閣総理大臣 菅 義 偉

衆議院議長大島理森殿

衆議院議員海江田万里君提出両親が離婚した場合の子どもの「共同親権」 に関する質問に対し、 別紙答弁

書を送付する。

衆議院議員海江田万里君提出両親が離婚した場合の子どもの「共同親権」に関する質問に対する答弁

書

一について

離婚及びこれに関連する制度に関する規定等の見直しについては、令和三年二月十日に法務大臣の諮問

機関である法制審議会に諮問がされ、 法制審議会家族法制部会において調査審議が行われているところで

あり、 現時点で、 その答申時期の見込みをお答えすることは困難である。

また、 御指摘の 「議論の内容」については、 法務省ホームページにおいて、 同部会の議事録等を公開し

ているところである。

一について

御指摘の 「パンフレット」について、 「認知度」 及び 「読んだことのある当事者の割合」は、 政府とし

て把握していないが、 法務省では、同パンフレットを作成して、全国の市町村等において離婚 届  $\mathcal{O}$ 用紙と

同 !時にこれを離婚をしようとする者等に配布することができるようにするなどの周知活動に取り組 んでい

るところである。

## 三について

などにより、 ないため、 御指摘 その理由や事情等を網羅的に調査することはその性質上困難であるものと考えている。  $\mathcal{O}$ お答えすることは困難である。 「離婚した両親の子どもで、別居親と面会したいと思っているにもかかわらず、 面会できないでいる子ども」の人数については、その具体的に意味するところが明らかでは なお、 離婚後に親子の面会交流が実施されていない事案につい 同居親の妨害

## 四及び五について

御指摘  $\mathcal{O}$ 「世界の主要国の両親が離婚した子どもの面会回数」については、 政府として網羅的に把握

ていないため、 「その理由 は何処にある」とのお尋ねにお答えすることは困難である。

面会交流の具体的な方法等については、 法務省ホームページ等において、 必要な情報提供を行 0

裁判所に対して働きかけをすることは、

司法権

 $\mathcal{O}$ 

独立等の観点から相当でないものと考えている。

ているところであるが、その決定の在り方等について、

1 ずれにせよ、 審判及び調停での具体的な面会交流の頻度、 方法等については、 裁判所において、 子の

利益 の観点から、 事案の性質に応じ、 様々な事情を総合的に考慮した上で適切に定められているものと承